

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

◆当院では、医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を伴う診察室等において閲覧または活用できる体制を有しています。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています。
5. 電子処方箋を発行する体制や、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制に向けて検討してまいります。